○関東地方整備局告示第百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千百七十号西東京都市計画道路事業三・二・六号調布保谷線

三　事業施行期間　自平成十二年十一月十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第三百三十七号東村山都市計画道路事業三・四・十五の二号新東京所沢線

三　事業施行期間　自平成二十年十月一日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第四百二十四号府中都市計画道路事業三・四・七号府中清瀬線

三　事業施行期間　自平成十八年十月三十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第三百九十四号福生都市計画道路事業三・三・三十号武蔵野工業線及び三・四・二号志茂中央線

三　事業施行期間　自平成二十年十二月十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第千二百九十七号町田都市計画道路事業三・八号鎌倉街道線

三　事業施行期間　自平成八年五月八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第二百六十六号三鷹都市計画道路事業三・二・六号調布保谷線及び武蔵野都市計画道路事業三・三・六号調布保谷線

三　事業施行期間　自平成十四年七月三日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第四十九号武蔵野都市計画道路事業三・四・二十四号西調布境橋線

三　事業施行期間　自平成十五年三月五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号東京都市計画下水道事業東京都公共下水道